

.....

## A コープ東日本・クレジットポイント利用規約

.....

### 第1条（本規約）

1. 本規約は、ジャックスカード会員規約に付帯して株式会社ジャックス（以下「当社」といいます。）と株式会社A コープ東日本（以下「A コープ東日本」といいます。）が提携して発行するA コープ東日本・ジャックス・JCBカード（以下「本カード」といいます。）のカードショッピング利用代金（以下「カード利用代金」といいます。）に応じて、本カード会員（以下「会員」といいます。）に対してA コープ東日本・クレジットポイント（以下「本ポイント」といいます。）を付与するサービス（以下「本サービス」といいます。）の内容および会員が本サービスを受けるための条件等を定めたものです。
2. 会員が本カードを利用したことによるポイント付与は本ポイントのみとし、当社が別に提供するポイントプログラムの提供を受けることはできません。
3. 会員が本ポイント以外に当社が提供するポイントプログラムの提供を受けている場合であっても、当該ポイント間のポイント付替、合算などはできません。

### 第2条（本ポイントの付与）

1. 当社は、毎月当社所定の日に締め切られた会員の新規カード利用代金の合計に応じて200円（消費税を含みません。）につき1ポイントが付与するものとします。（ただし、200円未満は切り捨てとします。）
2. 当社は、会員に対して付与するポイント数および累計された有効ポイント数ならびに有効期間等を、当該会員に対して連絡するご利用代金明細書または「インターコムクラブのご利用代金明細照会」（以下、こちらを総称して「ご利用代金明細等」といいます。）により通知するものとします。

### 第3条（ポイント付与の対象外取引）

次の各号に定める代金については、本ポイント付与の対象外とします。

- （1）カードキャッシングの利用代金および手数料。
- （2）分割払い・リボルビング払いの手数料。
- （3）年会費等の費用。
- （4）本カードの再発行等に関する費用。
- （5）本カード以外でのカードショッピングまたは現金によるお支払いの場合。
- （6）E d y、n a n a c o等の電子マネーの各チャージ代金。
- （7）会員が当社所定の約定支払額期日前に支払ったカードショッピング利用代金。
- （8）本カードの利用代金が、第2条第1項各号に記載の金額に満たない場合。ご利用金額を上回る場合でも、端数金額は本ポイント付与の対象外となります。
- （9）（1）～（8）のほか、当社は特定のカードショッピング利用代金または特定の加盟店でのカードショッピング利用代金を本ポイント付与の対象外として定めることができるものとします。

### 第4条（返品、キャンセル、利用金額変更等の場合）

本ポイント付与の対象となるカードショッピング利用に、返品、キャンセル、利用金額の変更等があった場合、原則として当該利用に対して付与する本ポイントは取消、減算または加算されます。

### 第5条（本ポイントの有効期間）

1. 本ポイントの有効期間は各ポイント付与月ごとに管理し、各ポイント付与月から起算して24ヶ月後の末日とします。
2. 第1項に定める有効期間を経過した本ポイントは、会員に通知することなく順次失効するものとします。

### 第6条（本ポイントの引換）

本ポイントの引換は、600ポイントを超えたポイントについて、600ポイント単位で「A コープ東日

本・お買物券」(以下「本お買物券」といいます。)を当社より会員に対して送付することにより実施いたします。

#### 第7条 (本お買物券の利用)

1. 本お買物券は、600ポイント単位でAコープ東日本ご利用可能店舗のお買い上げ代金600円分としてご利用いただけます。
2. 本お買物券は、記載されたお買物券金額以上のお買い上げ代金に充当できるものとします。
3. 本お買物券は、金券類ならびにAコープ東日本ご利用可能店舗が指定した商品のお買い上げにはご利用いただけません。
4. 本お買物券は、現金との引換はできません。
5. 本お買物券は、いかなる場合でも分割使用ならびに再発行はできません。
6. 本お買物券の有効期限は、発行月を含む12ヶ月後の月末とします。
7. 本お買物券は、マル得交換デー(1.5倍デー)のサービス対象外となります。

#### 第8条 (公租公課)

本サービスにより引換を受けた商品について公租公課が課せられる場合は、会員が当該公租公課を負担するものとします。

#### 第9条 (権利の消滅等)

会員が、理由の如何を問わず、会員資格を喪失した場合、既に付与されているポイントは、すべて自動的に失効するものとし、本規約における会員の権利の全部が自動的に消滅するものとします。

#### 第10条 (権利の譲渡)

会員は、理由の如何を問わず、本サービスにおける権利を他人に貸与・譲渡・担保提供し、または相続させることはできません。

#### 第11条 (本ポイントに関する疑義等)

本ポイントの有効性、ポイント数、ポイント引換等、その他の本ポイントの運営に関して生じる疑義は、当社において決定し、会員はその決定に従うものとします。

#### 第12条 (本サービスの変更・中止・終了等)

1. 当社は、予告なしに本サービスの内容を変更、または中止もしくは終了することができるものとし、会員はあらかじめその旨を承認するものとします。
2. 前項により会員に生じた損害については、当社は一切の責任を負わないものとします。

#### 第13条 (準拠法)

本サービスの内容は日本国の法令等が適用されるものとします。